

令和2年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(藤岡地域)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	戸崎	<p>【藤岡第二中学校閉校後の件】 2年後に閉校する藤岡第二中学校のその後についてどのような考えがあるのか。 今は避難所指定になっているが、部屋小学校を藤岡第二中学校に移し、小学生が藤岡第二中学校に通学するのが理想だと思います。現在の部屋小学校も避難所になっていますが、災害の時は水没し(床上)危険を生じているのが現状です。検討をお願いします。</p>	<p>【危機管理課:TEL 21-2551】 部屋小学校につきましては、校舎2階以上となる5m以上の浸水が想定されていること及び家屋倒壊等氾濫想定区域内に立地していることから水害時に開設する避難所としては適しておりませんので、地震の際に活用する指定避難所として指定しているところです。 水害の危険がある場合は、藤岡第二中学校を避難場所として開設することとしております。状況により開設する避難場所は変わりますが、市民の皆様が安心して避難できる場所を早めに開設してまいります。</p> <p>【教育総務課:TEL 21-2467】 現在、藤岡第二中学校の跡地利用に関する決定事項はありませんが、危機管理への配慮という点で、御要望にあるような部屋小学校としての再利用も一つの案として想定できます。加えて、平成27年の水害時には約1か月の間、当時の部屋小学校児童が藤岡第二中学校で生活をした実績もあり、施設面での大きな問題もあまり無いとも認識しております。 ただし、現在の部屋小学校と藤岡第二中学校は直線距離で約2km離れており、通学路の変更による負担等を考えれば、保護者や地域の方々の合意形成が大切と考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:危機管理課:TEL 21-2551] [担当課:教育総務課:TEL 21-2467]</p>
2	向高間	<p>【防災無線について】 防災無線が2カ所から聞こえるため、だぶってしまい内容が聞き取りにくいです。</p>	<p>【危機管理課:TEL 21-2551】 防災行政無線からの放送の際には、言葉の間隔をあけ、ゆっくりと話し、二回繰り返すなど、聞き取り易くなるよう録音時の工夫により対応しておりますが、屋外用であるため、強風や雨などの気象条件や構造物等による音の反響などによる影響、気密性の高い屋内など、放送を聞く場所によって聞こえない又は聞き取りにくいことがあります。 そのようなことから、放送された直近の内容が確認できる自動音声案内(TEL:24-3322)の運用の他、放送内容を市のホームページ、Facebook、Twitter にも掲載することで、できる限り広く周知ができるよう案内しております。 また、台風や大雨等の非常時においては防災行政無線の他に、防災ラジオ(コミュニティ FM)、テレビ、緊急速報メール、CC9 登録制メール、市のホームページや SNS などにより情報を発信しておりますので、複数の手段を用いて情報収集に努めていただければと思います。 今後、既に運用している防災行政無線の設置場所周辺の環境やスピーカーの向き、聞こえ方などの確認を踏まえ、聞き取りやすくなるような改善・改修方法や整備の方向性を検討してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:危機管理課:TEL 21-2551]</p>
3	荒立	<p>【確定申告会場について】 確定申告相談会場が渡良瀬遊水地ハートランド城にて行われましたが、混んでいて待ち時間が長かったので、待ち時間が短くなるよう要望します。</p>	<p>【市民税課:TEL 21-2267】 今回藤岡地区の申告受付相談については、3月9日(月)から13日(金)に行い、受付職員については前回の15人から最大18人に増員して実施しました。 来場者につきましては9日から13日にかけてそれぞれ、302人、267人、206人、167人、124人となった結果、9日の平均待ち時間は一番長く97分でしたが、逆に12日の平均待ち時間は一番短く25.5分でした。 次回申告受付の際には予約制の導入を検討しておりますので、詳細が決定しましたら地域会議や広報などで皆様にお知らせをさせていただきます。</p>	<p>【担当課:税務課 市民税係:TEL 21-2265】 申告受付予約制についてですが、新型コロナウイルス感染防止と待ち時間短縮のため、専用ダイヤルにより電話での予約受付で行うことといたしました。広報1月号紙面、広報2月号各戸配布チラシ、地域会議への文書報告、FMくらら(12/25、1/18)、市ホームページ、レポートとちぎ(栃木ケーブルテレビ)、申告お知らせがき、各総合支所及び各申告会場へのポスター掲示、下野新聞での記事掲載(1/17)、フェイスブック、ツイッターにて周知を行いました。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
4	新町	<p>【空き家・耕作放棄地の増加】 山道屋前交差点先の直角カーブに空き家の樹林が道路センターライン付近までせり出し、通行の邪魔になっております。市から所有者に連絡はしたようですが、全く伐採等の管理をしてくれません。自治会として一部伐採しました。また、近くに耕作放棄地もあります。連絡だけでなく、強制的な手続きはできないでしょうか。</p>	<p>【住宅課:TEL 21-2451】 日頃より本市空き家対策に対しご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。 管理不全な空き家等につきましては、「栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」に基づき、助言指導を行っているところで、遠方の方、高齢の方など様々な事情で自分では管理が難しいという方には、市と「空き家等の適正管理に関する協定」を締結している市内NPO法人等を紹介し、管理をお願いしています。 中には所有者の経済的事情等により、最小限の対応しかできなかったケースも見受けられますので、そのような場合は、見守りを継続しながら、根本的な解決に向けた指導を続けております。 なお、代執行が最も強力な手段ではありますが、費用の回収が見込めない限り代執行は行わないというのが実情であり、全国的にも例は少なく、本市におきましても、実施に至っておりません。 しかし今後、代執行制度の適正な運用も視野に入れて空き家対策を推進するため、本年度から市民代表等を含めた空き家等対策懇談会を設置のうえ検討してまいります。</p> <p>【農業委員会:TEL21-2395】 耕作放棄地の雑草に対する相談については、現地状況を確認した後、耕作者の責務として適正な管理をおこなうよう通知によりお願いしています。周辺への影響が大きい農地で改善が見られないときには、耕作者へ直接話すことで対応しています。 また、こうした土地については、農地の有効利用のため、地元農地利用最適化推進委員等へ情報提供し、担い手等へ仲介できるよう努めております。</p>	<p>【担当課:住宅課:TEL 21-2451】 R3.4~【担当課:建築住宅課:TEL 21-2451】 引き続き適正管理を指導してまいります。対応していただけない事例や危険な空き家等の解消のため、本年度、空き家等対策懇談会を設置いたしました。 これまで2回懇談会を開催し、危険な空き家等の認定基準の作成やその対応策を検討しております。 今後は、周囲に緊急かつ重大な影響を及ぼすような空き家等については、懇談会の意見を踏まえつつ、代執行制度の活用を進めてまいります。</p> <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:農業委員会:TEL 21-2395】</p>
5	原	<p>【洪水発生時の避難所について】 昨年の台風19号が来た時を思い出してみると、低い場所にある遊水池会館が避難所指定になっておりますが、はたして道路や体育館には水が来ないのでしょうか？安全の為の避難所が何かあってからでは大変です。もっと高い所へ避難所の移動を考えたらいかがでしょうか。ゴルフ場のレストラン付近は、昭和の時堤防が切れたそうです。</p>	<p>【危機管理課:TEL 21-2553】 藤岡遊水池会館につきましては、3m以上の浸水が想定されていること及び家屋倒壊等氾濫想定区域内に立地していることから、水害時に開設する避難所としては適しておりません。現在、地震の際に活用する指定避難所としております。 昨年の台風19号のときは、藤岡公民館、藤岡健康福祉センター、藤岡二中を避難場所として開設いたしました。雨や河川の状況により開設する避難場所は変わりますが、市民の皆様が安心して避難できる場所を、早めに開設してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:危機管理課:TEL 21-2553】</p>
6	東ノ下	<p>【東赤麻地区の防犯対策と環境維持について】 当地区では、渡良瀬遊水地に沿って土手が設置されていますが、近年では、土手の上をウォーキングやサイクリングする人が増えていきます。それに伴い、外部からの人も増える一方で、雑草が人の背の高さくらいまで伸びているほか、数年前より猪の出没が目撃されている等防犯上のリスクを感じざるを得ません。土手の人家側だけでも頻りに除草を行い、視界を広げ、市民の住みやすさ、遊水地の環境維持に努めて欲しい。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】 ご要望箇所の除草につきましては、管理者である国が年2回行ってまいります。 しかしながら、雑草が生い茂っている状態の時もありますので、除草回数を増やし、環境維持に努められるように国へ要望してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p>
7	東ノ下	<p>【東赤麻地区の災害対策について】 当地区において、平成27年9月の関東・東北の豪雨に続き、令和元年10月の東日本台風で近隣の河川(江川)が越水し、床上浸水の被害に遭った人家が多数あったことはご存知のとおりだと思います。渡良瀬遊水地にかかる水門を閉じると川の水が増水し、人家の方に水が流れてくるのが問題だと考えますが、同様の被害が発生しないために、市としてはどのような対応を取っていますか。今後の予防計画を含め、ご教示願いたい。数日間陸の孤島になり得るほどの状況であったことを鑑みると、高台避難所の確保に加え、排水対策等早急に検討して欲しい。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2785】 江川については、令和元年東日本台風の被害を受け、市議会において排水機場の設置について質問があり、河川管理者である国、県へ確認したところでありますが、排水機場については非常に時間を要するものと伺っております。また、地元市議会議員により国へ排水機場設置の要望書を提出していただいております。</p> <p>【危機管理課:TEL 21-2551】 市では、災害の危険が高まる前に事前に自主避難所を安全な場所に開設しております。また、早期に避難情報等を発令しておりますので、早めの避難をお願い致します。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2785】 【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
8	中根新田	<p>【住民の住所変更の情報提供の件】</p> <p>自治会住民の転入・転出があった場合、色々難しいこともあるかもしれませんが、情報提供をお願いしたい。</p>	<p>【市民生活課:TEL 21-2126】</p> <p>自治会内での様々な活動の中で、自治会住民の方の情報は必要なものと思料いたしますが、転入、転出される方の情報は、個人情報保護の理由のため、市から自治会様に提供することはいたしかねます。任意となってしまうますが、転入、転出される方から自治会様にお知らせしていただく方法になってしまうかと思われます。これまでも、転入される方には、地域づくり推進課で作成いたしました「自治会加入のご案内」のチラシを転入手続きの際に配付し、転入されましたら、お近くにお住まいの方や班長さんにご連絡をさせていただきますよう、自治会への加入のご案内をしております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:市民生活課:TEL 21-2126】</p> <p>R3.4~【担当課:藤岡地域づくり推進課:TEL 62-0900】</p>
9	中根新田	<p>【市道改修の件】</p> <p>1)市道32134号線の図示部に雨の後水たまりができていますので改善願います。</p> <p>2)市道32151号線は舗装が無く、草の処理を近隣で行っています。対策をお願いします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>市道32134号線のご要望の箇所につきましては、隣接土地より低いため水たまりができてしまう状況であります。つきましては、現地の状況を確認し、水たまり解消の対策を検討してまいります。</p> <p>次に市道32151号線につきましては、未舗装の状態であるため、除草等を行い、適正な管理を実施してまいりたいと考えております。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>市道32134号線については、水たまりの解消対策について引き続き検討中であります。</p> <p>市道32151号線については、現地の状況を確認しながら敷砂利等を実施してまいります。</p>
10	新井新田	<p>【カーブミラー新規設置に関する要望について】</p> <p>下都賀広域農免道(栃木市藤岡町甲960)の場所については、西方向から農免道に出る場合に左右の確認がしづらい為、カーブミラーの設置を要望いたします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>ご要望箇所へのカーブミラーにつきましては、現地の状況を確認の上検討してまいります。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>自治会長からの申請後、現地を確認し、カーブミラーを設置いたしました。</p>
11	新井本郷	<p>【地域クリーン推進員報酬の廃止を復活させることに関する要望】</p> <p>表題の謝礼(報酬金)は当自治会(新井本郷自治会、新井新田自治会)では、ゴミステーション清掃当番に分配しています。よって昨年同様の謝礼金を要望いたします。</p> <p>1. 令和2年3月11日付け案内文では、各支部交付金として交付すると決定したようですが、それを各自治会に分配する。</p> <p>2. 支給額は、自治会の世帯数に関わらず同一になっているが、ゴミステーションの場合のみ言えば、世帯数によりゴミの量も違う為、以前のほうが良いと思う。</p> <p>3. 廃止理由が「公務員法及び地方自治法…」一部改正の為とあるが、違う方法で配布方法もあるのではないのでしょうか。</p> <p>4. 昨年度のふれあいトーク時に、自治会への報償金について質問しました。これではまた間接的な減額と同じではないのでしょうか。</p>	<p>【藤岡市民生活課:TEL 62-0905】</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、非常勤特別職の範囲が厳格化され、これまで非常勤特別職として委嘱されてきました「地域クリーン推進員」については、令和2年4月から非常勤特別職として委嘱することができなくなったことから、報酬が廃止されました。その代わりとして、昨年、地域クリーン推進員連合会において地域クリーン推進員連合会交付金を増額し、各支部に支部活動推進費として支給することが決まりました。</p> <p>支部活動推進費の使途や分配方法は各支部で今後決定する予定であります。なお、藤岡支部につきましては、各自治会に配分し使っていたと考えております。また、分配方法についても、世帯数を考慮した方法を考えており、藤岡支部の会議において今回の要望等も含めて検討させていただきます。</p> <p>今回の配布方法につきましては、地域クリーン推進員連合会で選定いただいた方法でありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、従来の地域クリーン推進員報酬の支給の趣旨については、推進員さん個人への報酬として支給していたものであり、自治会への報償金として支給していたものではございません。しかしながら、藤岡地域では推進員さんによっては、自治会にお渡ししていたとお話も伺っておりますので、そのような自治会におかれましては、今後分配される支部活動推進費については、推進員さんと調整していただきご対応いただきたいと思います。</p>	<p>【担当課:藤岡市民生活課:TEL 62-0905】</p> <p>R3.4~【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2447】</p> <p>左記回答要旨の支部活動推進費につきましては、検討の結果、支部選出の理事の承認を得て、各地域の地域クリーン推進員に配分いたしました。</p> <p>なお、配分額につきましては、世帯数を考慮したのとなっておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
12	東幡張	<p>【ふれあいバス路線新設について】 当自治会を含む、都賀地区には「ふれあいバス路線」がありません。何年か前に都賀地区への新路線を要望しましたが、検討しますとのことでした。 この地域は、県道佐野古河線から国道50号までの間で佐野市に隣接しています。高齢者、一人暮らしも多い地区で、交通手段が自家用車のみです。また、医療を含め様々な市の制度を受けるのには、やはり栃木市内か藤岡支所に行かなければなりません。是非、「藤岡駅」から「都賀集会所」を経由して「道の駅みかも」、そして既存ルートで「とちぎメディカルセンターしもつが」へ行くルートを新設するよう要望します。 また、当該地区の経済圏は佐野市ですので、議会答弁等では佐野市とルートも協議中とのことですが、いつ実現するのか新設路線と併せて見通しを伺います。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2153】 都賀地区への運行につきましては、以前からご要望をいただいておりますが、道路が狭隘であることや、路線が長大になり過ぎてしまう等の為に見送った経緯があります。 ご要望のルート新設ですが、令和2年3月21日(土)に栃木市地域公共交通網形成計画に基づく大規模なダイヤ改正を行ったばかりであることから、困難ではありますが、今後につきましては、今回の要望も含め、市民の皆様からのご意見・ご要望や利用状況を踏まえ、次回の大規模な見直しの際に、実現の可能性について検討してまいりたいと考えております。それまでは蔵タクをご利用ください。 また、佐野市とのルートは、未だ協議中の段階であり、具体的な時期をお示しする段階には至っておりません。できるだけ早く実現できるよう、積極的に協議を進めて参ります。</p>	<p>【担当課:交通防犯課:TEL 21-2153】 ふれあいバスの佐野市への乗り入れにつきましては、岩舟線を道の駅みかもから国道50号線バイパスを経由して佐野新都市バスターミナル等へ延伸するよう佐野市と協議が調い、令和3年3月22日(月)から乗り入れを開始する予定となっております。 乗り入れルートの検討において、都賀地区内の通行につきましては、所要時間の大幅な増加が見込まれましたことから、見送らせていただきましたが、今後、市民の皆様からのご意見・ご要望や利用状況を踏まえ、引き続き実現の可能性について検討してまいります。</p>
13	東幡張	<p>【佐野藤岡インター周辺地区開発事業の進捗状況】 藤岡・岩舟地内に約100haの面積を開発する工業団地の開発計画ですが、栃木インター周辺開発事業は進んでいるようですが、当開発計画の進捗状況はどのような状況でしょうか。</p>	<p>【産業基盤整備課:TEL 21-2377】 当事業につきましては、平成26年度に開発可能区域の検討を行い、藤岡町太田及び岩舟町静地内の約100ha(位置図参照)に絞り込みを行いました。 その後、平成29年2月に当該区域の地権者約200名で『佐野藤岡インター周辺開発研究会』が設立され、研究会活動として、開発事業の推進に必要な調査・研究及び勉強会を行っているところです。また、平成30年度から令和元年度にかけ、地権者全員に対して開発に対する意向調査を実施したところ、賛成の方が約6割という状況でした。 開発事業の推進には地権者のご理解を得ることが重要であることから、今後、地元説明会や座談会など、事業への関心が高まるような活動を研究会と共に推進して参ります。</p>	<p>【担当課:産業基盤整備課:TEL 21-2377】 令和2年12月12日(土)に藤岡町太田地域の方を対象に地元説明会を開催しました。今後の活動につきましては、岩舟町羽抜地域の方を対象に地元説明会を開催する予定です。</p>
14	下町	<p>【東武藤岡駅前広場の整備について】 掲題の件について、前回「関係者との協議調整を要するので少し時間をいただきたい」との回答であったが、その後の協議状況・具体的な問題点・解決の為の方策を明示ください。 現状では、駅前地区は広地がかなり広がり、今がチャンスではないかと思えます。出来ることから着手するべきではないでしょうか。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2407】 藤岡駅前広場の整備について、市では、事業に期間を要している状況ではありますが、早期完成を図るため整備計画の見直しを行い、広場として必要な機能を確保しながら部分的に整備することで、現在、再度協議・調整を進めております。 今後は、現状の広場が通勤・通学の送迎時には混雑し、危険であるとのこと意見もあることから、早期完成に向け努力してまいりたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2407】</p>
15	中居	<p>【カーブミラーの設置について】 道路に出る際、隣接する家の壁が道路に対し直角に設置されている為、見えにくいのでカーブミラーの設置をして欲しいです。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】 ご要望箇所へのカーブミラーにつきましては、現地の状況を確認の上検討してまいります。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】 自治会長からの申請後、現地を確認し、カーブミラーを設置いたしました。</p>
16	三鴨	<p>【防災無線について】 大谷田公民館の所の防災無線がなりません。5時の時報(音楽)がなりません。栃木市全体で183カ所あると聞いています。藤岡では大谷田だけです。3年前からなりません。止められています。自治会の人たちもならしてもらいたいとの事です。</p>	<p>【危機管理課:TEL 0282-21-2551】 同報系防災行政無線では、設備点検のために毎日17時に栃木市民の歌を放送しています。 ご質問要望の箇所については都賀ふれあい公園内(藤岡町都賀1460-1)に設置している同報系防災行政無線かと存じます。この箇所については、近くに住む夜勤の方から苦情があり、平成29年8月29日より放送を停止しております。 令和2年5月19日に大谷田自治会長様より放送再開の要望をいただいたことを受けて、苦情者に対し放送を再開したい旨連絡したところですが、週1回であれば放送しても良いとの返事であり、毎日放送することに同意をいただけていないことから、申し訳ありませんが現状維持とさせていただきます。 なお、市政に関する情報や災害に関する情報等はこれまでどおり放送させていただきますことを申し添えます。 地元住民の方から、栃木市民の歌の放送再開について、より強い要望の声が聞かれましたら、その際はご相談ください。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
17	三鴨	<p>【空き地の草刈りについて】 大谷田の中心に空き地があります。小学校の通学路です。子供たちの待ち合わせ場所です。草が1mほど伸びて毎年2~3回草刈りしています。今年は蜂の大群がいました。子供たちが非常に危険です。所有者がわかりません。市の方で草刈りをやってもらえないか。</p>	<p>【藤岡市民生活課:TEL 62-0905】 個人所有地内の雑草、樹木等が繁茂している場合、現地を確認し、道路へのせり出しで通学児童の安全・衛生上の問題が懸念される時は、市より所有者の方に除草や伐採等による土地の適正管理をお願いしているところです。 今回の質問要望箇所につきまして、所有者が分からないとの事ですが、現在現地に売物件として不動産事業者の連絡先の書いてある看板が設置されております。 現在は除草作業後の様ですが、再び現地の雑草等が繁茂し、隣接地等に影響が出るような状況になった際は、直接看板連絡先へご連絡いただくか、藤岡市民生活課へご相談いただければ、管理者へ連絡したいと思いますのでよろしく願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:藤岡市民生活課:TEL 62-0905] R3.4~【担当課:環境課:TEL 21-2422】</p>
18	三鴨	<p>【側溝のふたの修繕について】 県道から稲荷神社に曲がる信号の角にある側溝のふたが壊れています。4月に行政にお願いしましたが、まだやってくれません。車も通行人も通ります。危険ですので、1日でも早く治してもらいたい。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2773】 ご要望箇所の側溝蓋について、対応が遅くなってしまい大変申し訳ありませんでした。 つきましては、再度、現地を確認の上、早急に修繕いたしますので、宜しくお願いいたします。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2773】 現地確認後、修繕を行いました。</p>